

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

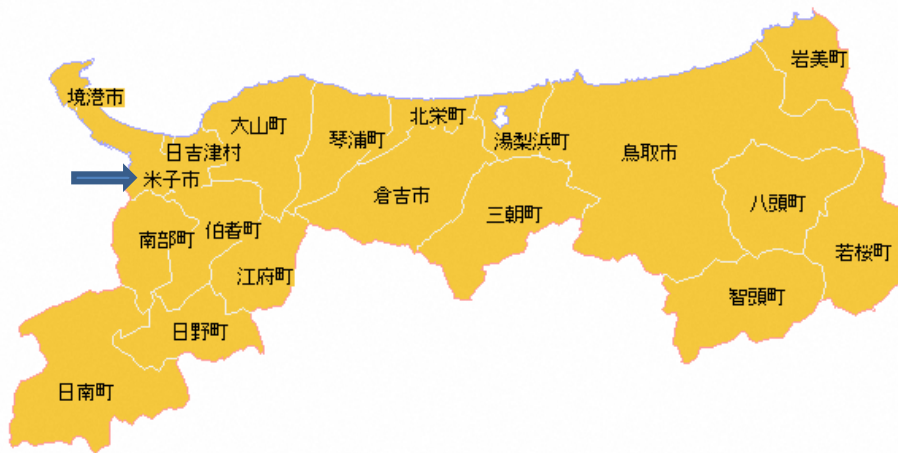
1. 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地（米子市IPより）

米子市は、鳥取県の西部、山陰のほぼ中央に位置し、南東に中国地方最高峰の大山、北に日本海、西にコハクチョウ渡来南限地でラムサール条約登録の中海を有する、豊かな自然環境に恵まれた街である。

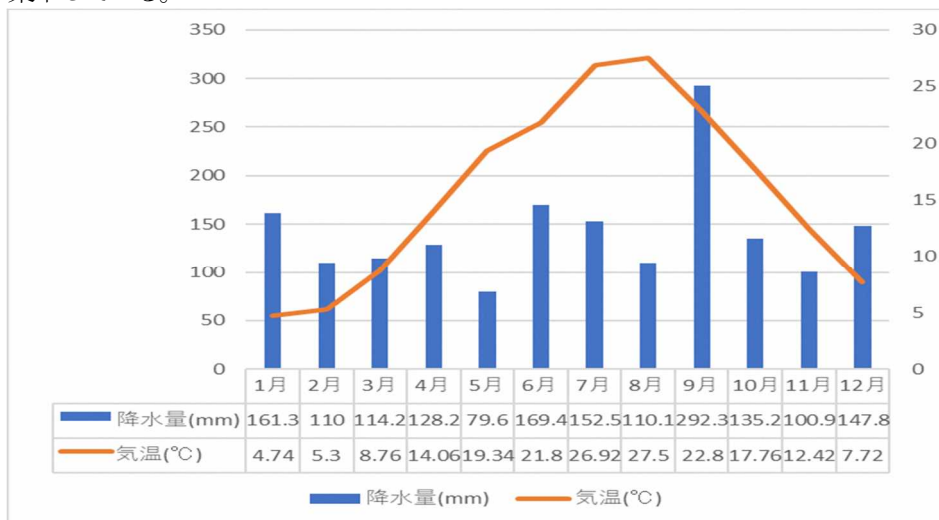
市の大半は平坦な地形で、東にある標高751.4メートルの孝霊山とそれに連なる大山の山すそ、また南部に標高100メートル程度の山が点在する程度である。その一帯には、大山や中国山地に源を発する日野川のほか、法勝寺川、佐陀川、宇田川などが流れ、日本海へと注いでいる。



(出所：国土交通省地籍調査状況マップ)

②気象概況

日本海側気候の中では比較的温暖な地域であり、過去5年の平均気温は約16℃、同じく過去5年の年平均降水量は1,705mmとなっている。降水量の多くは降雪期（12～1月）、梅雨期（6～7月）と台風期（9月）に集中している。



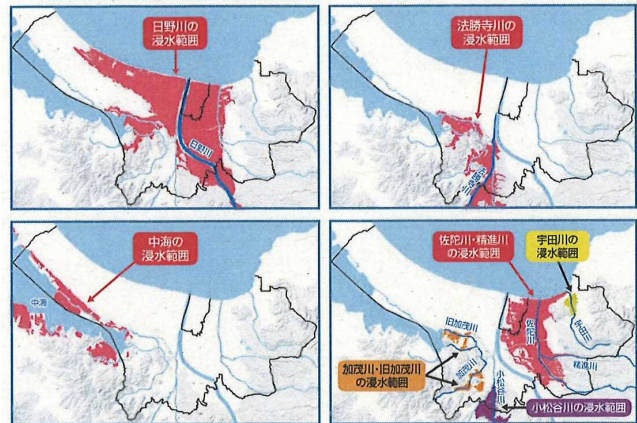
(気象庁ホームページより作成)

③災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、最大規模の洪水が発生した場合、米子商工会議所が立地し、商業・サービス業が多く集積する市中心部および宿泊業が多く集積する皆生温泉地区にかけては、広範囲で0.5m～3m以下の浸水が予想される。中でも、日野川・法勝寺川・小松谷川に隣接する地域では3m以上の浸水が想定される場所がある。

市の主な工業集積地のうち、「崎津地区中核工業団地」、「米子港・旗ヶ崎工業団地」は、0.5m以下の浸水が想定される地域、「流通業務団地」は、0.5m～3mの浸水が想定される地域に立地している。



各河川等の浸水予想範囲図

■想定される大雨の雨量

(出典：米子市・日吉津村洪水ハザードマップ)

対象河川	想定降雨	作成日
日野川・法勝寺川	日野川流域の48時間総雨量519mm	日野川河川事務所、平成28年6月9日
中海	中海・宍道湖流域の48時間総雨量505mm	出雲河川事務所、平成28年6月14日
佐陀川・精進川	佐陀川流域の24時間総雨量607mm	鳥取県、平成30年6月5日
加茂川・旧加茂川	加茂川流域の48時間総雨量724mm	鳥取県、平成30年6月5日
小松谷川	小松谷川流域の24時間総雨量623mm	鳥取県、平成30年8月31日
宇田川	宇田川流域の1時間総雨量65.3mm	鳥取県、平成27年3月

(津波：ハザードマップ)

市北部は日本海に面しており、佐渡島北方沖断層、鳥取県沖東部断層、鳥取県沖西部断層において、最大クラスの巨大地震が発生した場合、津波の被害が発生する可能性がある。津波が発生した場合、美保湾沿岸部地域一帯で1m未満の浸水が予想され、宿泊業が集中している皆生温泉地区では3mを超える浸水の恐れがある。

■想定される津波の高さ、到達時間

(出典：米子市・日吉津村津波ハザードマップ)

想定断層	マグニチュード	最高津波高	津波到達時間	
			初期波	最大波
佐渡島北方断層	M8.16	米子市4.72m	1時間51分	3時間25分
		日吉津村3.99m	1時間53分	3時間24分
鳥取沖東部断層	M7.3	米子市1.19m	40分	3時間30分
		日吉津村0.99m	42分	2時間13分
鳥取沖西部断層	M7.05	米子市1.36m	12分	20分
		日吉津村1.14m	13分	22分

(土砂災害：ハザードマップ)

米子市のハザードマップによると、卸・小売業の多い米子商工会議所が立地する市中央部から、市東部の淀江町地区の山間部等に土砂災害警戒区域に指定されている場所があり、土石流やがけ崩れ等、土砂災害が生じる恐れがある。市東部に立地している「石州府工業適地」の隣接地の一部が、土砂災害警戒区域に指定されている。

(地震：J - SHIS)

平成 12 年に鳥取県西部地震地震で大きな被害を受けたものの、ハザードステーションの防災地図によると、米子市全域において震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で発生する確率は 26%以下となっている。

(原子力災害)

米子市弓ヶ浜半島の大部分は、島根原子力発電所の UPZ (緊急時防護措置を準備する区域) に含まれており、万が一の災害に際し、市民の身体、生命、財産を守るための対策が必要とされる。米子市では、「米子市地域防災計画 (原子力災害対策編)」を策定しており、原子力災害に対する備えや、万一、島根原子力発電所で何らかの事故が発生した場合の対策と指針を定めている。また、「米子市地域住民避難計画 (島根原子力発電所事故対応)」において、UPZ 内の住人の避難に関する運用部分について計画している。UPZ 内には、米子市の主な工業集積地である「和田浜工業団地」、「夜見・富益工業団地」が立地している。

(感染症)

本市は、平成 21 年度に職員の多くが新型インフルエンザに罹患し業務継続に支障が生じる事態に備えて「新型インフルエンザ BCP」を策定した。令和 2 年に国内全域で感染拡大した新型コロナウイルス感染症については、「新型インフルエンザ BCP」を基に新型コロナウイルス対策の特性などに配慮した「新型コロナウイルス BCP」を令和 2 年 4 月に策定した。8 月 11 日現在で鳥取県内の感染者は 21 名、米子市内の感染者は 3 名となっており、国内において感染が少ない地域となっている。しかし、今後経済活動が活発化すれば県外からの来訪者や県外への出張など、米子市への人の往来が増えることから、第二波・第三波に備えて「新型コロナウイルス BCP」に基づき適切に対応する必要がある。特に飲食業、宿泊業が集中している市中央部 (米子駅周辺、角盤町周辺など) および皆生温泉地区は不特定多数の人々が一定時間滞在することが想定されるため、注意が必要と思われる。

(2) 商工業者の状況 (平成 28 年経済センサス活動調査)

- ・商工業者数 6,922 事業所
- ・小規模事業者数 4,271 事業所

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
卸売業	583	274	主要卸団地及び市内各地に点在している
小売業	1,335	768	米子駅周辺、R431 周辺を中心に市内に広く分布している
建設業	560	510	市内各地に点在している
製造業	306	233	主要工業団地及び市内各地に点在している
宿泊業、飲食サービス業	992	573	米子駅周辺、沿岸部に集中している
生活関連サービス業、娯楽業	718	615	幹線道路沿いや市内各地に広く分布している
その他	2,428	1,298	

(3) これまでの取組

ア 米子市の取組

- ・地域防災計画 (共通・風水害・震災・津波被害、原子力災害等対策計画) の策定 (最終改定令和元年 6 月)、総合防災訓練の実施
- ・米子市まちづくりビジョンによる防災・減災に関する各施策の推進
- ・新型コロナウイルス感染症米子市事業継続計画の策定 (令和 2 年 4 月)

- ・防災に関する情報提供（防災マップ関係、防災よなごHP）
- ・防災備品の備蓄
- ・災害時の物品提供等について事業者と協定を締結

イ 米子商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナー（普及啓発、ワークショップ、実践）の開催
- ・災害時対応マニュアルの策定（平成31年4月）
- ・米子商工会議所消防計画の策定（平成13年4月）
- ・経営発達支援計画の策定（平成30年3月）
- ・東京海上日動火災保険㈱、損害保険ジャパン日本興亜㈱、あいおいニッセイ同和損保保険㈱と日本商工会議所が提携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（水、非常食、防災グッズ等）を備蓄
- ・鳥取県商工会議所連合会・鳥取県商工会連合会・鳥取県が「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」を締結（令和元年8月20日）
- ・米子市が実施する防災訓練への参加及び協力

2. 課題

- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない
- ・緊急時の対応及び協力体制について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・保険・共済について助言できる経営指導員等職員が不足している。

3. 目標

- ・地区内の小規模事業者には災害リスクを周知し、事前対策の必要性を認識させる。
- ・実施期間中の事業者BCP策定事業者数100事業者を目標とする。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、災害対応体制、関係機関との連携体制、小規模事業者の被害情報収集・連絡体制を平時から構築する。

4. その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年1月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

米子市と米子商工会議所の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

ア 事前の対策

鳥取県商工会議所連合会・鳥取県商工会連合会・鳥取県が締結した「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」（令和元年8月20日締結）について、本計画との整合性を整理し、以下のとおり事前の対策に取り組み、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会議所会報や市町村広報誌、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

② 小規模事業者のBCP策定支援

- ・小規模事業者のBCP策定状況を把握するとともに、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ワークショップなどの県との共催等により、事業者BCPの作成を推進する。

③ 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・米子商工会議所は、平成31年4月に事業継続計画を作成。

④ 関係団体等との連携

- ・東京海上日動火災保険㈱、損害保険ジャパン日本興亜㈱、あいおいニッセイ同和損保保険㈱と日本商工会議所が提携した損害保険への加入促進。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

⑤ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・米子市と米子商工会議所で事業者BCPの推進について検討する場を設け、状況確認や推進方策等について協議する。

⑥ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の具体的な想定（震度6弱の地震、河川の氾濫等）に基づき、米子市、米子商工会議所、その他関係団体等との連絡ルートの確認等の訓練を実施する。

イ 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助及び被災者の災害救助が第一であることを踏まえた上で、下記のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・米子商工会議所は、発災後48時間以内に職員の安否確認（緊急連絡網等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認）し、その状況及び体制について米子市と共有する。

② 応急対策の方針決定

- ・米子市は、米子商工会議所と家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を随時共有する。
- ・米子商工会議所は地域内の事業者の大まかな被害状況を米子市と共有する。
- ・米子市と米子商工会議所との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制を取る。

（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

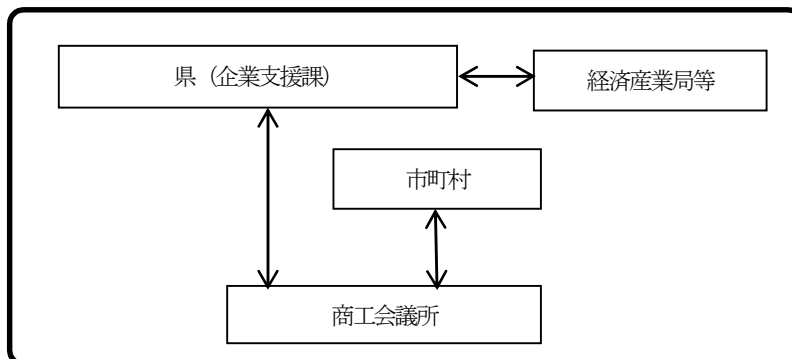
被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」等の被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・米子商工会議所は、職員全員が被災する等により地域内の事業者への応急対策ができない場合、対応可能な職員を踏まえ、(米子商工会議所のBCPに基づき)業務の優先順位に応じて役割分担を決める。

ウ 被害状況の県への報告

- ・米子商工会議所は、事業者の被害状況に係る情報を、県(商工労働部企業支援課)に報告する。



エ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動の基準について決める。
- ・米子市と米子商工会議所は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

オ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・米子市と米子商工会議所は、相談窓口の開設について相談する(米子商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・米子市と米子商工会議所は、応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

カ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・米子市、米子商工会議所、県等関係機関で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、鳥取県商工会議所連合会・鳥取県商工会連合会・鳥取県が締結した「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」（令和元年8月20日締結）に基づき、他の地域からの応援派遣等を県や他地域の商工会・商工会議所等に相談する。

キ 代替企業の紹介によるサプライチェーンの維持

- ・「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」に基づき、地域内企業の状況を踏まえ、他の地域の商工会・商工会議所と被災事業の代替が可能な企業のマッチングを行い、サプライチェーンの維持を図る。

ク その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

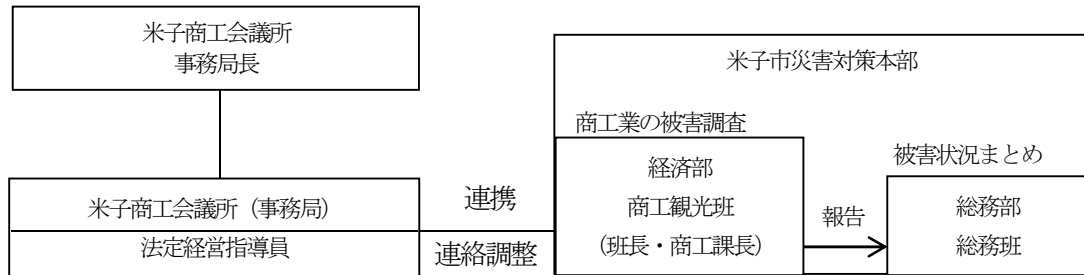
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年8月現在)

(1) 実施体制 (商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)
(災害発生時の連絡体制)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先
中小企業相談所 所長 八幡 浩史 (連絡先は後述 (3) ①参照)
- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

- ① 米子商工会議所
米子商工会議所 産業振興課
〒680-0823 鳥取県米子市加茂町2-204
TEL : 0859-22-5131 / FAX : 0859-22-1897
E-mail : cci@yonago.net
- ② 関係市町村
米子市 経済部商工課
〒683-8686 鳥取県米子市東町161-2 米子市役所第2庁舎4F
TEL : 0859-23-5217 / FAX : 0859-23-5354
E-mail : shoko@city.yonago.lg.jp

(3) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R2 年度 (半期)	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
必要な資金の額	250	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	75	150	150	150	150
・ セミナー開催費	150	300	300	300	300
・ パンプ、チラシ作製費	25	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
米子市補助金、県交付金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
—
連携して実施する事業の内容
—
連携して事業を実施する者の役割
—
連携体制図等
—